



葛生・常盤中学校区小中一貫校 開校だより

第1号

発行日

平成30年7月1日

発行元

佐野市教育委員会
学校適正配置推進課

はじめに

平成34年（2022年）4月に、葛生・常盤中学校区の小学校と中学校が1つに統合された施設一体型小中一貫校（義務教育学校）が、現在の葛生中学校の敷地内での開校を予定しています。

これから開校に向けて必要な様々なことを「佐野市葛生・常盤中学校区小中一貫校開校準備委員会」で検討していきます。

今後、開校準備委員会で検討されたことは「開校だより」や佐野市ホームページを通じて、保護者や地域の皆さんへお知らせいたします。

開校準備委員会

開校準備委員会は、新しい学校を開校するために、「学校名称、校旗・校歌・校章」、「通学に関すること」「PTAに関すること」「学校と地域との連携に関すること」等、様々なことを検討するための委員会です。地域代表者、PTA代表者、学校代表者の方々と市教育委員会の職員が委員となって検討していきます。第1回目の委員会は、5月29日（火）に葛生あくとプラザ小ホールで開催しました。

開校準備委員会 各部会

開校準備委員会ではより具体的な検討をするため、各部会を設置しました。設置した各部会及び検討項目については以下のとおりです。

【主な検討項目】

【構成】

総務部会	学校名称、校旗・校歌・校章、記念式典など	地域	PTA	学校	市教
通学部会	通学路、スクールバス、通学関連施設など	PTA	学校	市教	
PTA部会	組織、規約・役員、予算、事業内容など	PTA	学校	市教	
学校支援部会	学校と地域との連携、学校支援地域組織の検討及び組織など	地域	PTA	学校	市教

お知らせ

裏面では、「義務教育学校」についてご紹介していますのでご覧ください。

※開校だよりは、佐野市HPに掲載しています。
お問い合わせ

佐野市教育委員会 学校適正配置推進課

TEL0283-20-3051

義務教育学校

義務教育学校は、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校です。学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度です。

(1) 目的

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことにより、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進することを目的とします。具体的には、学年区分の変更や指導内容の入れ替え・移行、独自教科の設定など柔軟な学校運営ができるようになります。

(2) 修業年限

9年間（6年間の前期課程と3年間の後期課程に区分されます。）

(3) 教育内容

前期課程は小学校、後期課程は中学校に準じて学習指導要領に沿った教育が行われます。



※ 義務教育学校は、小学校・中学校と同様に、前期課程6年、後期課程3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4・3・2」「5・4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができます。

※ 学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校等に加え、「義務教育学校」が新たな校種として位置づけられました。（平成28年4月施行）

参考に「学校教育法」の「義務教育学校」に関連した箇所を掲載します。

学校教育法

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（略）

〔目的〕

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

（略）

〔修業年限〕

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

〔前期課程及び後期課程の区分〕

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

（略）